

日本学生支援機構 奨学金（JASSO）

この奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構による、国の育英奨学事業です。勉学に励む意欲があり、それにふさわしい能力のある学生が、経済的理由により修学をあきらめられないよう支援するものであり、国内の奨学金制度の中で最も大規模なものです。

貸与型奨学金は返還の義務があり、貸与終了後は必ず返還しなければなりません。

奨学金を受けようとする学生の願い出に基づき、学内審査及び大学推薦を経て、日本学生支援機構における選考ののち、採否が決定されます。

① 給付型奨学金

ア. 高校を通じて申し込んでいる学生（予約採用者）

ガイダンス期間中の「日本学生支援機構奨学金予約採用者進学時説明会」に必ず出席してください。出席者へ資料の配布及び手続きの詳細について説明します。

イ. 本学で申し込む学生（在学採用への申込み）

原則、毎年1回、4月に募集を行います。奨学金を希望する学生は、ガイダンス期間中の「日本学生支援機構奨学金 新規申込説明会」に必ず出席してください。説明会の日程は、入学式で配布されるガイダンス日程表で確認してください。

ウ. 定期外採用（家計急変）

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援の必要がある場合は通年申込み可能です。ただし、急変事由発生日から3か月以内に申し込む必要があります。なお、採用後も定期的に継続手続きが必要です。家計急変事由が発生した場合は、早めに学生生活課へご相談ください。

② 貸与奨学金の種類と内容（学部生の場合）

（2022年度要項より参照）

貸与種別		第一種奨学金（無利子）	第二種奨学金（有利子）
内 容		人物、学業ともに特に優れた学生で、経済的理由により、著しく修学困難な者に貸与する	
返 還		卒業後に無利息で返還する	卒業後に年利率 3%を上限とした利息を上乗せして返還する（在学中は無利息）
主な学業成績基準		1年生	高校 2～3 年の評定平均 3.5 以上（低所得世帯を除く）
		2年生以上	大学における学業成績が上位 1/3 以内
貸与期間	予約採用	入学時～最短修業年限終期まで	入学時～最短修業年限終期まで
	定期 在学採用	入学時～最短修業年限終期まで	入学時以降指定した月から最短就業年限終期まで
	定期 緊急採用	採用時～採用年度の末	
	定期外 応急採用		貸与事由が生じた年度の4月～最短修業年限終期まで
第一種、第二種の併用貸与も可			

③申込方法

i 定期採用（毎年度始めに申込期間を限定し募集）

前期ガイダンス期間中に、「日本学生支援機構奨学金新規申込説明会」を実施します。定期採用への申込希望者は必ず出席してください。日時、場所等は、前期ガイダンス日程表や奨学金専用掲示板をご覧ください。説明会に出席した学生に願書を配付します。

説明会で指定する期日までに申込みをしてください。

ii 定期外採用（第一種＝「緊急採用」、第二種＝「応急採用」年間を通して募集）

家計支持者を失う又は失職、破産、倒産等や災害等による被害を受けるなどの事由により、収入の急激な減少又は支出の急激な増加を招き家計が急変して奨学金を受ける必要が生じた場合は、随時申込みができます。ただし、事由が生じてから1年以上経過した場合は申込みの資格を失います。学資に不安が生じたら早めに学生生活課へ相談してください。

iii 推薦、採用決定と返還誓約書の提出

学内選考において、奨学生として適格度の高い者から推薦し、日本学生支援機構にて採否が決定されます。採用決定後、「返還誓約書」を定められた期限までに提出してください。期限までに提出のない場合は、振込済額を全額返戻した上で採用取消となります。

iv 採用候補者（予約採用者）

高校等において、上級学校への進学を条件に奨学生採用の内定を受けている学生は、進学届の手続きを経て本採用となります。前期ガイダンス期間中に「日本学生支援機構奨学金 予約採用者進学時説明会」へ出席し、「大学等奨学生採用候補者決定通知」を所定の期間内に学生生活課に提出して指示を受けてください。

v 在学中の返還期限猶予

在学中は返還が猶予されます。高等学校等在学中に奨学生であった者もしくは、奨学金を辞退後引き続き在学をする場合で、希望する者は、スカラネット・パーソナルを通して「在学猶予願」を提出し、「在学届」を学生生活課へ提出してください。

④奨学金の交付

毎月1回、本人名義の預金口座へ振り込まれます。

⑤奨学生の心得

奨学生は、奨学規定その他の規則を守り、大学の指示に従うとともに、奨学生としての資質の維持向上に努めてください。

i 継続願の提出（12月頃）

スカラネットより継続願を提出（入力）してください。継続願を提出しない場合は「廃止」の措置が取られます。

ii 学業成績の報告

学業成績不振者、理由なく履修登録をしない者、懲戒処分を受けた者等は、「警告」「停止」「廃止」の措置が取られます。

iii 身上異動

奨学生として採用後、学籍、身上異動（休学、留年等）及び住所の変更等が生じる場合は、速やかに学生生活課へ申し出てください。手続を怠ると、奨学生としての資格を失うことがあります。